

議事

地域保健医療計画(第7次)の変更に基づく
病院整備計画の公募について

- ・地域保健医療計画(第7次)の変更に基づく病院整備
計画の公募について
- ・第7次計画中間見直しでの基準病床数について

地域保健医療計画（第7次）の変更に基づく 病院整備計画の公募について

1 公募の趣旨

地域の実情に応じた質が高く効率的な医療提供体制を目指すため、地域保健医療計画（第7次）の変更に基づき、埼玉県地域医療構想において不足が推計されている医療機能など医療課題に対応する病院の整備計画を募集する。

2 公募対象の医療圏と病床数

既存病床数が基準病床数を下回る「南部」、「南西部」、「東部」、「県央」、「川越比企」、「西部」の6保健医療圏。

※「さいたま」、「利根」、「北部」、「秩父」の4保健医療圏は既存病床数が基準病床数を上回るため対象外

二次保健医療圏	公募対象病床数
南部	244
南西部	65
東部	819
県央	47
川越比企	260
西部	328
合計	1,763

3 募集する医療機能

公募対象とする病床機能は以下のとおりとする。

- (1) 埼玉県地域医療構想において不足が推計されている医療機能を担う病床
(回復期機能(地域包括ケア及び回復期リハビリテーション)、等)
- (2) その他、埼玉県地域保健医療計画の実現に向けて必要な病床
(がん・脳卒中・心血管疾患に対応する高度専門医療、救急、周産期、在宅医療、等)

4 応募条件

募集する病床整備計画の条件は以下のとおりとする。

- (1) 2025年度(令和7年度)までに開設すること。
- (2) 感染拡大に応じて新型コロナウイルス感染症等の役割を担うこと。

5 病床配分にあたっての考え方

- (1) 地域医療構想調整会議(医療法第30条の14第1項に規定する協議の場合)の議論を踏まえる。(応募医療機関の出席と説明、協議)
- (2) 計画採用に当たっては、病床の稼働状況(病床利用率)、医療従事者の確保計画などにより、病床整備の必要性、現実性を考慮する。

6 スケジュール(予定)

時期	事項
令和4年6月	病院整備計画公募の告知
8月中旬～9月上旬	病院整備計画の受付
10月～11月	地域医療構想調整会議
令和5年2月	医療審議会 採用する病院整備計画の決定

第7次計画中間見直しでの基準病床数について

令和3年度第2回医療審議会資料
参考資料1 補足

圏域ごとの基準病床数、整備を目指す病床数

医療圏	既存病床数 (A)	当初の 基準病床数 (B)	(補正後) 必要病床数 (C)	特例加算数 (D)=(C)-(B)	特例加算後 基準病床数 (E)=(B)+(D)	整備を目指す 病床数 (F)=(C)-(A)
南部	4,668	4,671	4,912	241	4,912	244
南西部	4,568	4,604	4,633	29	4,633	65
東部	7,930	8,184	8,749	565	8,749	819
さいたま	7,778	7,566	7,454	0※1	7,566	0
県央	3,272	3,323	3,319	0※1	3,323	47
川越比企	6,972	7,111	7,232	121	7,232	260
西部	7,623	7,648	7,951	303	7,951	328
利根	4,313	4,284	4,235	0※1	4,284	0
北部	3,563	2,802	3,091	0※2	2,802	0
秩父	753	546	543	0※1	546	0
全体	51,440	50,739	52,119	1,259	51,998	1,763

※1 さいたま、県央、利根及び秩父については、当初の基準病床数(B)が補正後の必要病床数(C)を上回っていることから、特例加算の対象とならない。

※2 北部については、補正後の必要病床数(C)より当初の基準病床数(B)が下回るものの、既存病床数(A)が上回ることから、特例加算の対象としない。

- 基準病床数の特例加算協議を行い、5圏域で1,259床の特例加算を行う。
- それに伴い、6圏域で1,763床の病床整備を目指していく（※県央が特例加算なく病床整備を実施）。